

平成 27 年 8 月 19 日

各 位

会 社 名 サイタホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 才 田 善 之
(コード番号 1999 福証)
問 合 せ 先 取締役管理本部長 梯 久 男
(TEL 0946-22-3875)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 8 月 19 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 9 月 29 日開催予定の第 60 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

平成 27 年 5 月 1 日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号）において、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるように、定款第 28 条及び第 37 条の一部を変更するものであります。

なお、第 28 条の変更については、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第 4 章 取締役及び取締役会	第 4 章 取締役及び取締役会
第 18 条～第 27 条 (条文省略)	第 18 条～第 27 条 (現行どおり)
(社外取締役との責任限定契約) 第 28 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>社外取締役との間に</u> 、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、500 万円以上であらかじめ定めた額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。	(取締役との責任限定契約) 第 28 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>取締役(業務執行取締役等である者を除く。)</u> との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、500 万円以上であらかじめ定めた額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。
第 5 章 監査役及び監査役会	第 5 章 監査役及び監査役会
第 29 条～第 36 条 (条文省略)	第 29 条～第 36 条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(社外監査役との責任限定契約)</p> <p>第37条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外</u>監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、500万円以上であらかじめ定めた額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>	<p>(監査役との責任限定契約)</p> <p>第37条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、500万円以上であらかじめ定めた額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成27年9月29日

定款変更の効力発生日 平成27年9月29日

以 上